

# 介護予防・日常生活支援総合事業 「いわき市短期集中予防サービス」 事業説明会

## 説明構成

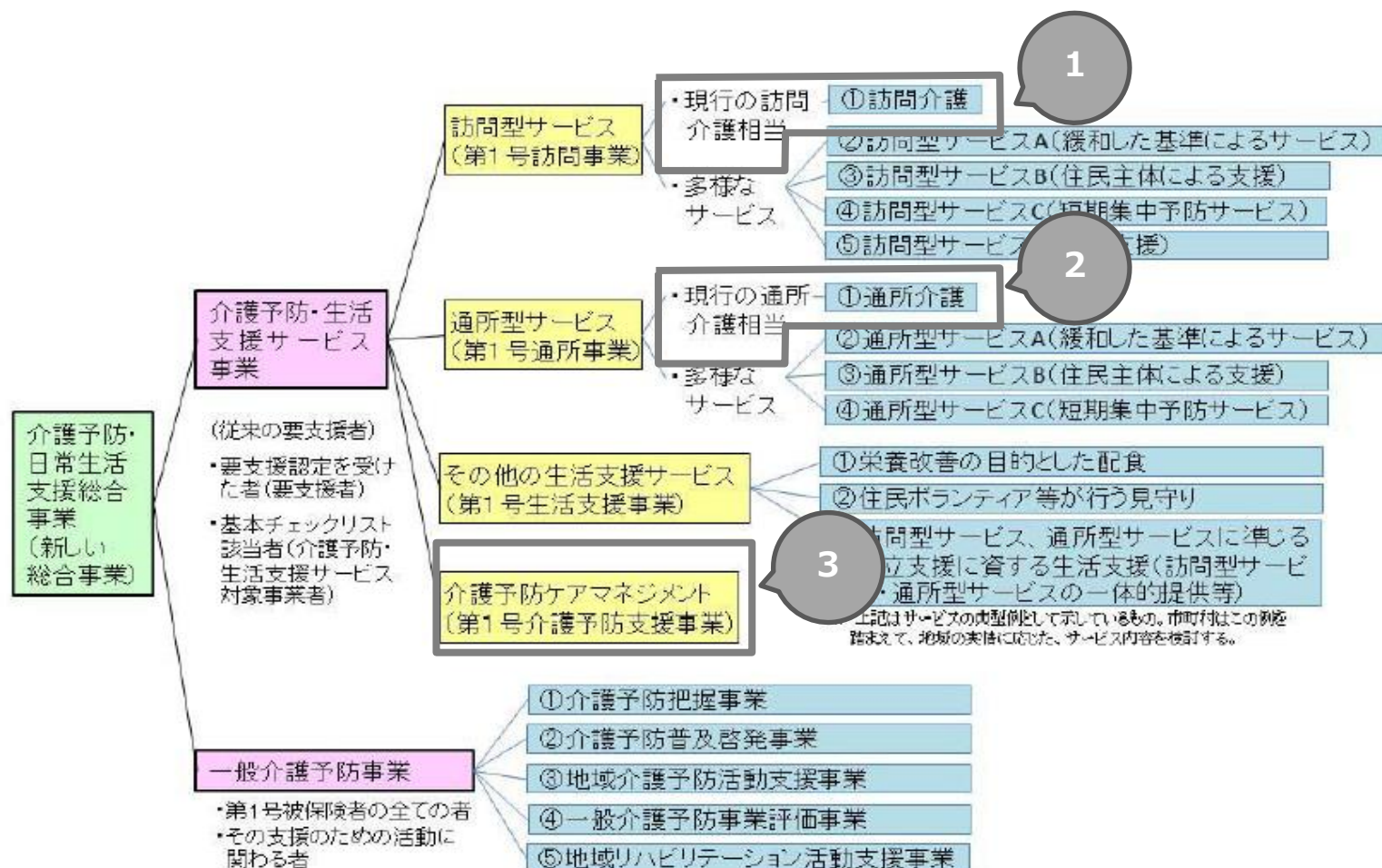
- 1 いわき市短期集中予防サービスの概要について・・・P2～P25
- 2 いわき市短期集中予防サービスの報酬、単価について・・・P26～P29
- 3 いわき市短期集中予防サービスの人員等の基準について・・・P30～P36
- 4 いわき市短期集中予防サービスの指定申請等について・・・P37～P41
- 5 その他(今後のタイムスケジュール、問い合わせ先等)・・・P42～P45

# 1 いわき市短期集中予防サービスの概要について

## 「いわき市短期集中予防サービス」とは？

利用対象者に対し専門職による個別の機能改善プログラムを**“短期間”**に**“集中的”**に実施することで、生活行為の改善を図り、**“自宅での在宅生活の継続を図る”**ことを目的として実施するサービス

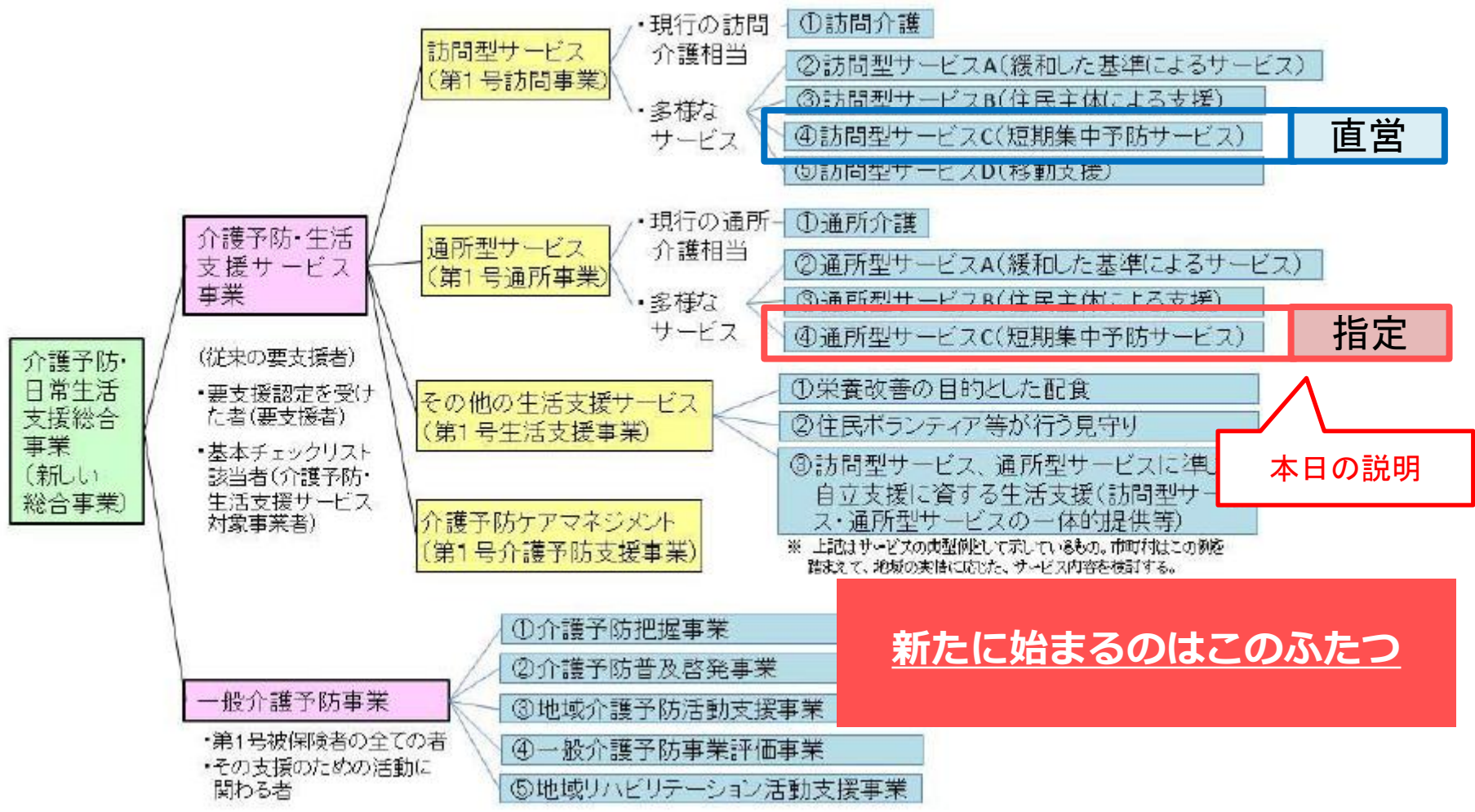
## 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス類型（国が示す典型例）



本市の総合事業は… **平成29年1月1日** から移行し、**平成29年4月以降**

**随時多様なサービスを導入することとしました。**

# いわき市短期集中予防サービスを国の類型に当てはめると・・・

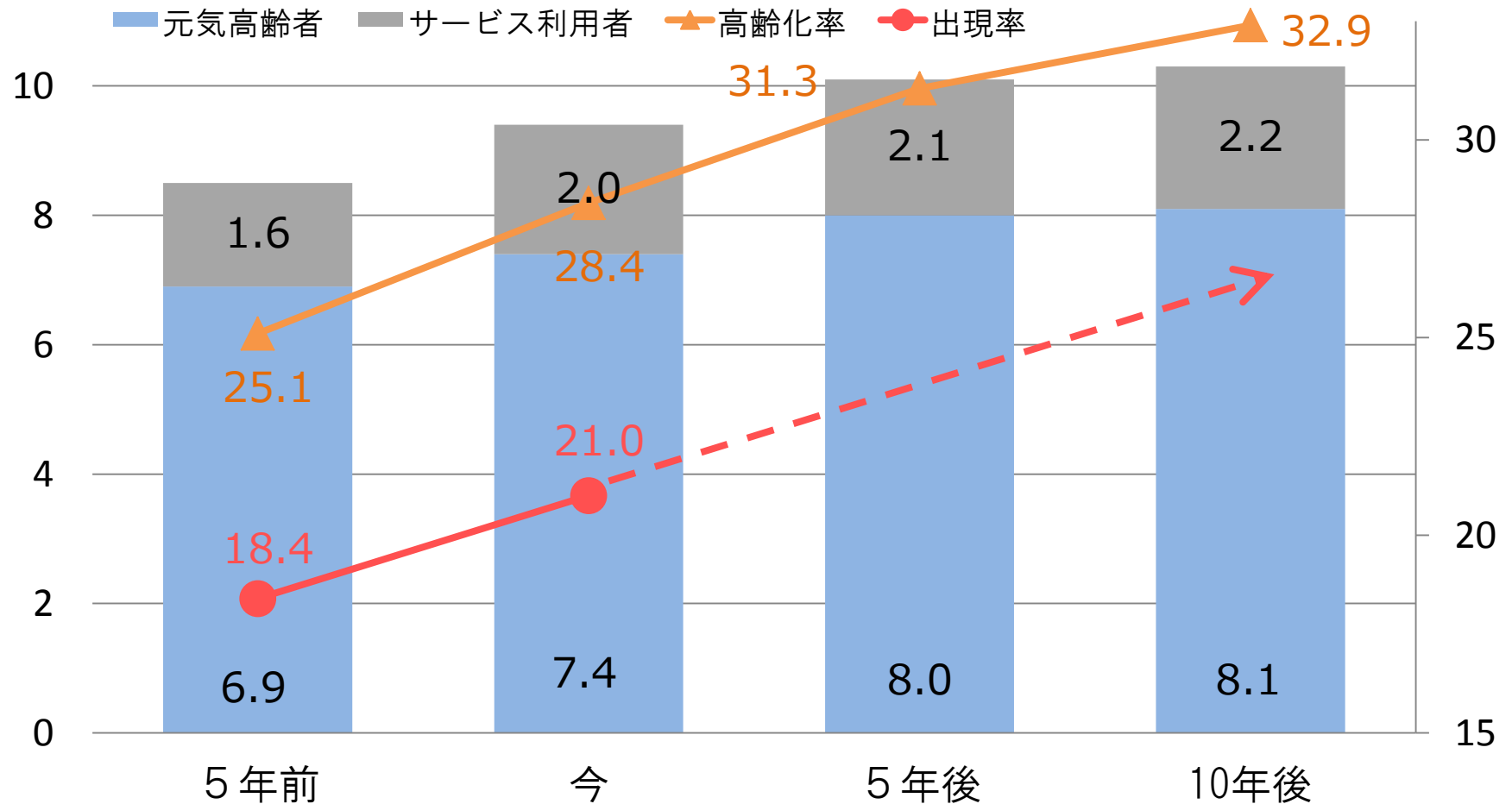


多様なサービスの1つである「いわき市短期集中予防サービス」は…

**平成29年10月1日** から始まります!!

いわき市の現状

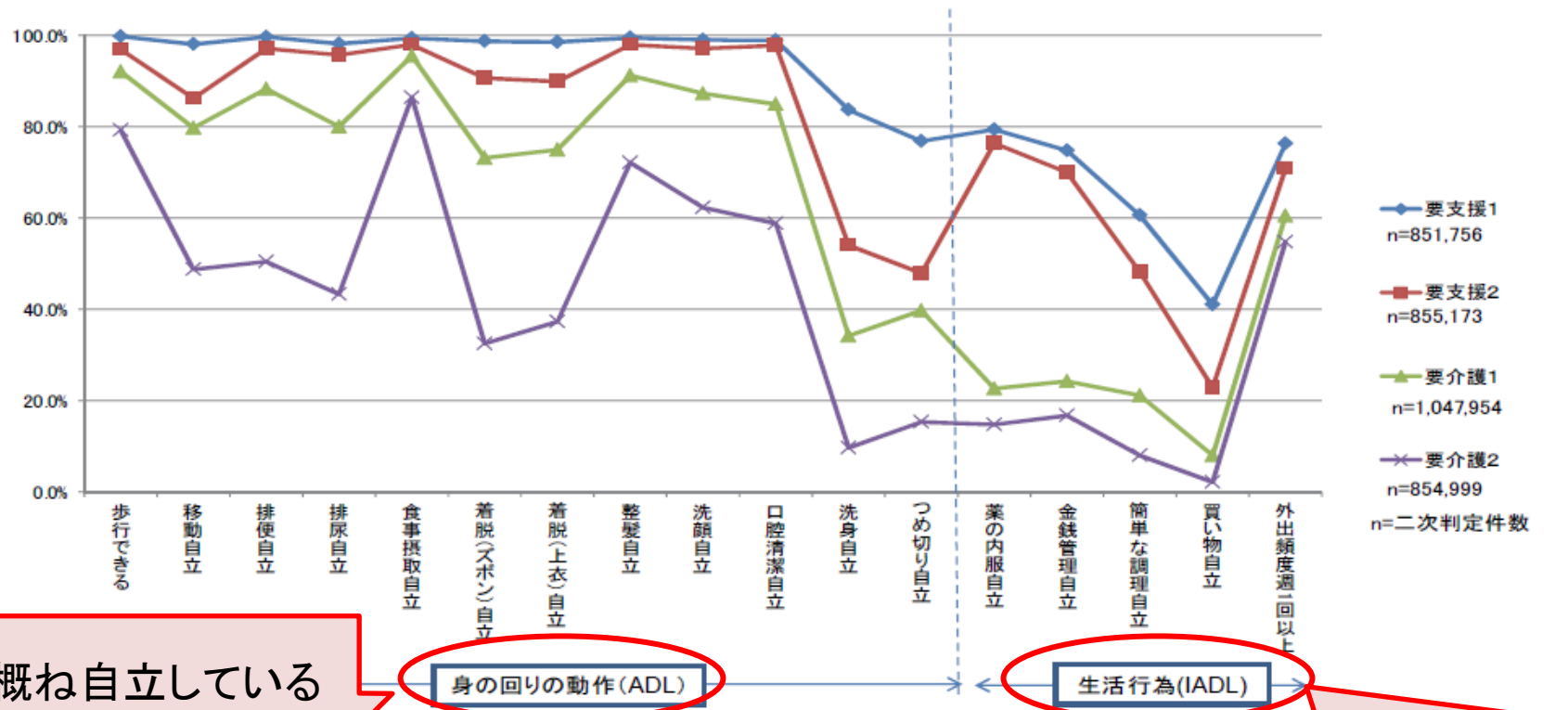
本市を取り巻く、高齢者数・介護認定者数



# 要支援者等のニーズ

## グラフ① 要支援1～2の認定調査結果

要支援者のほとんどは、身の回りの動作は自立しているが、買い物など生活行為の一部がしづらくなっている。



概ね自立している

身の回りの動作(ADL)

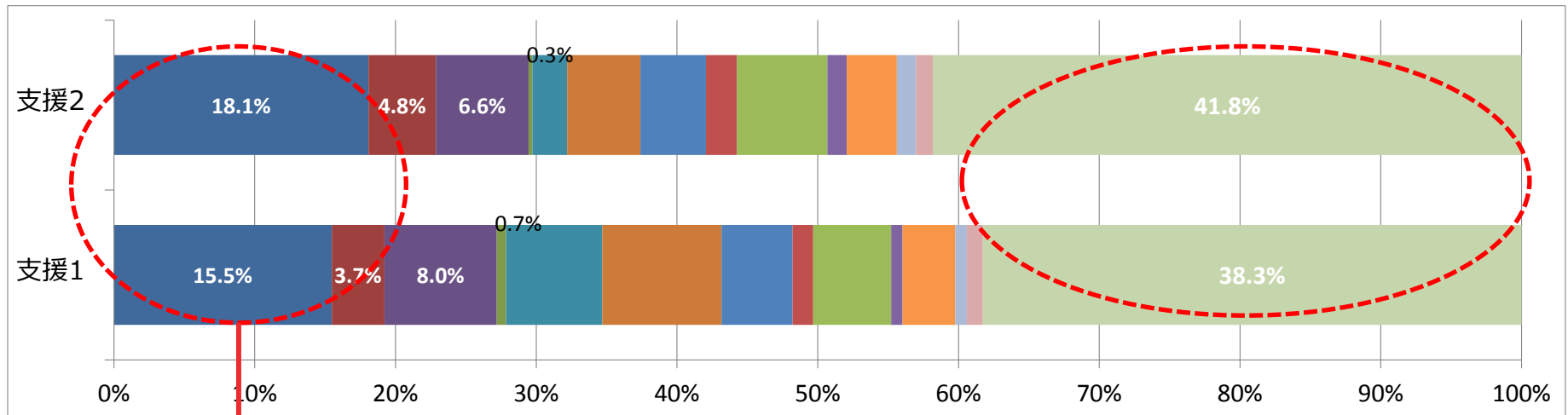
生活行為(IADL)

一部が行いにくくなっている

要支援者等のニーズは、身の回りの動作(ADL)ではなく  
生活行為(IADL)を改善するための取組みである

## 要支援者等のニーズ

グラフ② 要支援認定別に見た新規申請時の主な疾病



- 関節疾患
- 骨折・転倒
- 脳血管疾患
- 高齢による衰弱
- 認知症
- 心疾患
- 糖尿病関連
- 呼吸器疾患
- がん
- 視覚・聴覚障害
- 脊髄損傷
- 精神疾患
- 難病(パーキンソン関連)
- 難病(その他)
- その他

生活不活発病に陥った方

適切な訓練により生活行為の改善が見込まれる



## 短期集中予防サービスの目的

要支援 1、2 認定者及び事業対象者は、

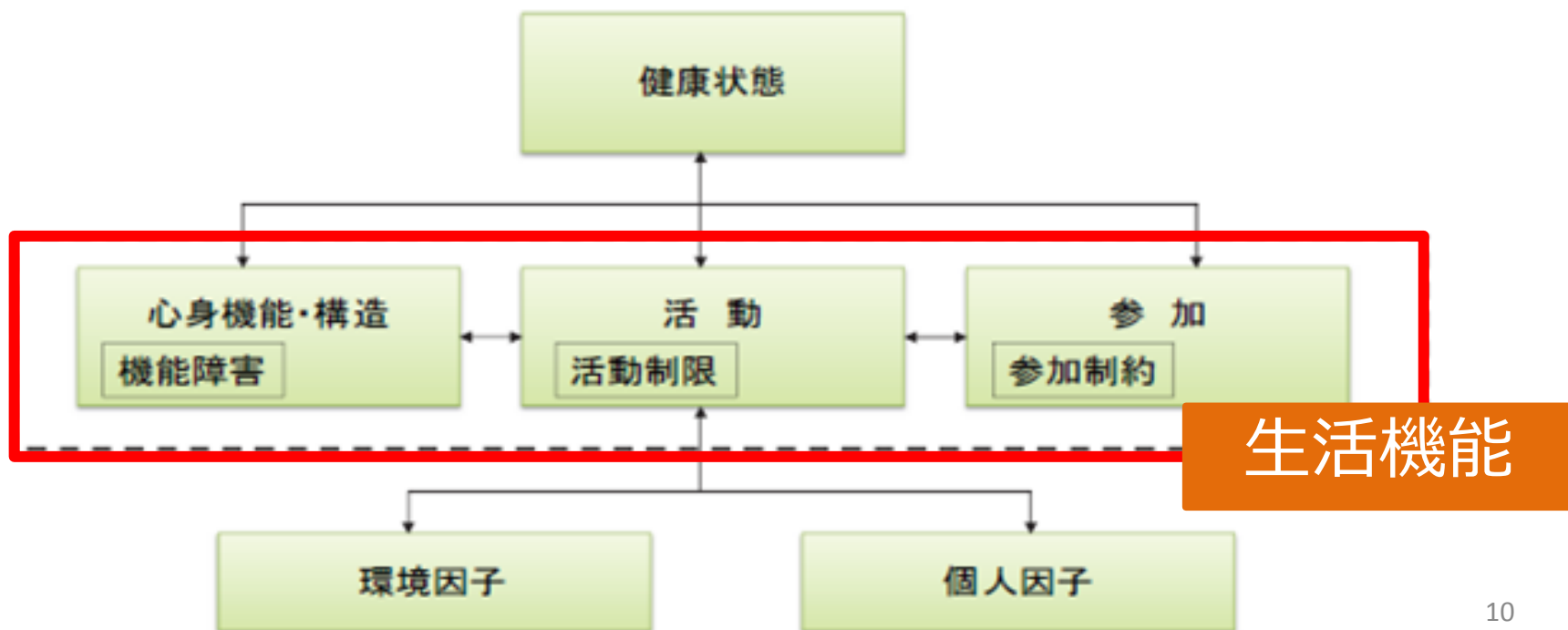
(1) 「身の回りの動作（ADL）がおおむね自立している」が、「生活行為（IADL）の一部が行いにくくなっている」方が多い

(2) 「適切な訓練により生活行為の改善が図られ」、「生活行為の改善」を目標としていくことが出来る」方々

## 生活行為と機能の考え方

- (1)体の動きや精神の働きである「**心身機能**」
- (2)ADL・家事・屋外歩行といった生活行為全般である「**活動**」
- (3)家庭での役割を担うことや地域行事に関与すること等、  
社会生活における「**参加**」

### 国際生活機能分類（ICF）



## 短期集中予防サービスの目的

### 《目的》

#### (1) 活動へのアプローチ

利用者個々のニーズ（生活行為改善）に着目した  
機能訓練の実現

#### (2) 参加へのアプローチ

自分の課題への理解を深め、セルフケアの意識を  
高めることで、地域社会での活動につなげる

## 短期集中予防サービスの実施にあたり意識すること

- (1) 心身機能だけではなく、生活行為の改善を目標としたプログラムを実施すること。
- (2) 個々のニーズ、個々のレベルが違うため、個別のプログラムで実施すること。
- (3) サービス利用が目的とならないよう、短期間で集中的に実施すること。
- (4) 自立に向けたモチベーションが維持できるよう、同じ目標の方々と実施すること。
- (5) セルフケアの意識を深め、つどいの場などの地域活動への参加を促すこと。

## 短期集中予防サービスの目的

### (1) 活動へのアプローチ

利用者個々のニーズ（生活行為改善）に着目した機能訓練の実現

- ①どの「生活行為」ができないのか？
- ②なぜ「その生活行為」ができないのか？
- ③どうすれば「その生活行為」ができるようになるのか？
- ④そのためにはどのような機能訓練を行うべきか？



《入る前》

- ①お風呂沸かせる？
- ②お風呂まで歩ける？
- ③服は脱げる？
- ④浴室内歩ける？
- ⑤浴槽を跨げる？



《入った後》

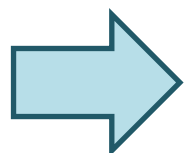
- ①浴槽内で座位とれる？
- ②お風呂から出られる？
- ③洗髪・洗身できる？
- ④体拭ける？
- ⑤服は着れる？

## 短期集中予防サービスの目的

### (2) 参加へのアプローチ

自分の課題への理解を深め、セルフケアの意識を高めることで、地域社会での活動につなげる

- ①アセスメントを掘り下げる
- ②自分の目標や訓練の目的が明確になる
- ③課題が明確になることでセルフケアの意識が高まる
- ④できることが伸びれば、自信がつく
- ⑤活動量や意欲が向上する



活動性の維持を図るため「つどいの場」へ

## 短期集中予防サービスの類型

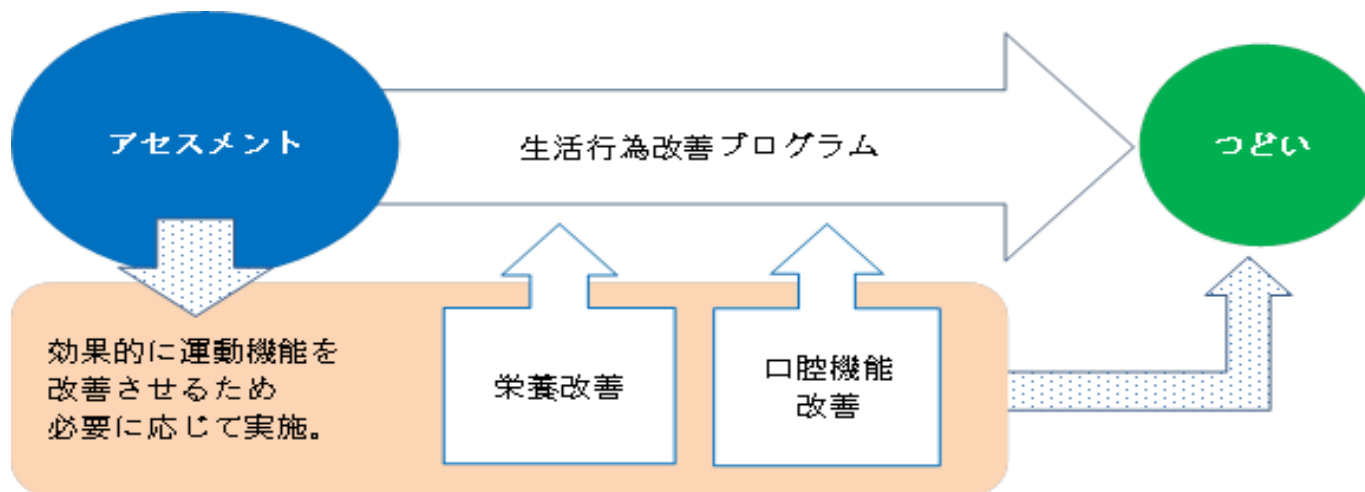
### 《目的》

- (1) 活動へのアプローチ — 利用者個々のニーズ(生活行為改善)に着目した機能訓練の実現
- (2) 参加へのアプローチ — 自分の課題への理解を深め、セルフケアの意識を高めることで、地域社会での活動につなげる



## 短期集中予防サービス

- (1)生活行為改善プログラム
- (2)口腔機能改善プログラム
- (3)栄養改善プログラム



## 実施プログラムの種類

| プログラム種別      | 型式  | 実施方法   |              | 自己負担 | 上限管理 |
|--------------|-----|--------|--------------|------|------|
| ①生活行為改善プログラム | 通所型 | 指定事業者制 | 介護事業所        | あり   | 対象   |
| ②口腔機能改善プログラム | 訪問型 | 直営事業   | 市<br>(専門職派遣) | なし   | 対象外  |
| ③栄養改善プログラム   |     |        |              |      |      |

### (1) 生活行為改善プログラム

生活行為を改善するにあたっては、その行為を行う一連の運動ができる必要があるため、その原因課題を解決するために、運動機能改善のほか、適切かつ効率的な動作等を身に着ける。

### (2) 口腔機能改善プログラム 及び 栄養改善プログラム

単独利用、併用利用どちらも可。生活行為に支障はなく運動機能のリスクは見られないが、口腔、栄養の面でリスクがある方に対しては、将来的に機能低下の要因を予防する観点から、早期に単独実施する。

また、生活行為改善プログラムを実施するにあたってアセスメントを深めた結果、運動機能を改善するために、栄養・口腔改善が必要であると判断された方に対しては、併用実施する。



## 実施プログラムの比較

指定

直営

| 内容 |             | 生活行為改善プログラム                  | 口腔機能改善プログラム<br>栄養改善プログラム     |
|----|-------------|------------------------------|------------------------------|
| ①  | 形式          | 通所型サービス                      | 訪問型サービス                      |
| ②  | 実施方法        | 指定事業者制により実施                  | 市直営事業により実施                   |
| ③  | 利用手続き       | 従来通り                         | 別途、市への利用申請                   |
| ④  | ケアマネジメントの種類 | 介護予防サービス計画又は<br>介護予防ケアマネジメント | 介護予防サービス計画又は<br>介護予防ケアマネジメント |
| ⑤  | 単位          | 基本405単位 送迎有無により減算            | —                            |
| ⑥  | 報酬体系        | 出来高制                         | —                            |
| ⑦  | 月途中の利用開始    | 日割り計算なし                      | —                            |
| ⑧  | サービスコード     | あり                           | —                            |
| ⑨  | 利用者負担割合     | 1割又は2割                       | —                            |
| ⑩  | 限度額管理       | 対象                           | 対象外                          |
| ⑪  | 請求・支払い      | 国保連經由                        | 市から支払                        |
| ⑫  | 提供期間        | 概ね3か月(延長あり)                  | 概ね3か月(延長なし)                  |
| ⑬  | 給付制限の有無     | 無し                           | 無し                           |
| ⑭  | 暫定利用        | 不可                           | 不可                           |
| ⑮  | 支援会議の出席     | 必須                           | 不要                           |

## 「いわき市短期集中予防サービス」サービス概要

### (1) 生活行為改善プログラムの概要

#### 【目的】

日常生活を維持改善するために必要な身体運動に気づき、運動の実施やその知識を得ることで運動器の機能や生活行為動作の改善を図り自立した生活を送り続けられるよう支援を行う。

#### 【プログラム概要】

骨折予防及び膝痛・腰痛予防や痛みの改善など加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図り日常生活動作の改善に至るようケアプランから課題を把握し主目標の達成に資する、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を行う。（器具を使用しない機能的トレーニングも可能）

## 「いわき市短期集中予防サービス」サービス概要

### (2) 生活行為改善プログラム 利用対象者像

#### 要支援認定者または事業対象者のうち、次に該当するもの

- ①生活機能改善により在宅生活が継続できる方
- ②起居動作（寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、歩行）が概ね自立している方
- ③生活不活発病により生活行為に支障が出ている方（改善より維持や悪化時の対応を優先すべき方は、対象としない）

※介護予防通所リハビリテーション、介護予防通所介護 介護予防通所介護相当サービス、特定施設入居者生活介護などの通所型サービスを利用している方は利用不可。

## 「いわき市短期集中予防サービス」サービス概要

### (3) 生活行為改善プログラム サービス提供者・実施回数等

#### 【サービス提供者】

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者

#### 【実施回数・時間】

週1回又は週2回を基本として

1クール（おおよそ3か月）で最大24回

1回あたり休憩を含め2時間程度（準備、送迎、片付け等の時間を除く）

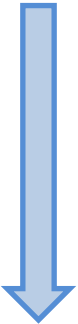
※継続利用により改善が見込まれる場合、最大48回まで利用可能。

## 「いわき市短期集中予防サービス」サービス内容

### (4) 生活行為改善プログラム 実施の基本的な流れ

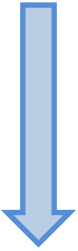
以下のプロセスによって実施する。

#### ① 専門職による事前アセスメント



提供者は、プログラム提供前に利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の把握及び身体機能を踏まえたプログラム実施に係るリスク評価を行うとともに、生活行為の支障に係る状況について評価・把握する。また物的環境（家屋や居住地域の環境）や人的環境（家族など）の環境因子を確認する。

#### ② 専門職、包括によるケースカンファレンスの実施



提供者は、事前アセスメント結果に基づき、地域包括支援センター職員とケースカンファレンスを実施し利用者の生活機能を複合的な視点からとらえる。

#### ③ サービス担当者会議

## 「いわき市短期集中予防サービス」サービス内容

### (4) 生活行為改善プログラム 実施内容

#### ③ サービス担当者会議

↓  
利用者に支援方針を説明し、同意を得る。

#### ④ 個別サービス計画の作成

↓  
提供者は、アセスメント結果、ケースカンファレンスを踏まえ、個別の利用者ごとの目標設定、支援方針、プログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別サービス計画を作成する。

↓  
〔 ※ 介護予防ケアマネジメント支援会議 への参加 〕

#### ⑤ 生活行為改善プログラムの提供

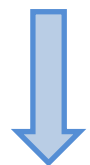
↓  
提供者は、生活行為改善に向け、個別サービス計画に基づき運動プログラム等を実施する。なお、1回のプログラムの中にセルフケアのための学習や振り返りの時間を設けること。

#### ⑥ 専門職によるモニタリング

## 「いわき市短期集中予防サービス」サービス内容

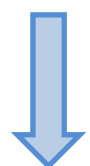
### (4) 生活行為改善プログラム 実施内容

#### ⑥ 専門職によるモニタリング



提供スタッフは、プログラム提供途中に、参加状況、目標の達成度、身体機能や生活行為に関する評価を行う。

#### ⑦ 専門職による終了モニタリング



提供スタッフは、プログラム終了前に利用者宅にて目標の達成度に関する評価を行う。

#### ⑧ 終了後支援の方針作成



提供スタッフは、最終モニタリング結果に基づき、地域包括支援センター、利用者と共に終了後の支援や活動方針について協議する。必要に応じて、サービス延長の検討も行う。

※ 介護予防ケアマネジメント支援会議 への参加

## 介護予防ケアマネジメント支援会議 概要

### 【目的】

自立支援・介護予防の観点から踏まえて「要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すこと」「高齢者のQOLの向上」を目指す。

高齢者の生活行為の課題等を明らかにし、介護予防に資するケアプラン作成と支援を行うため、**多職種からの専門的な助言**を行う。

### 【効果】

多職種の専門的な視点に基づく助言を通して、自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術を習得でき、専門職としてのスキルアップ、ケアマネジメントやケアの質の向上など

**アセスメントを深めるために実施する**

※ 短期集中予防サービスを実施するための要件ではありません



介護予防ケアマネジメント支援会議 概要

**平成29年10月**から開始予定

事業所の皆様の御協力を  
お願いいたします

## 2 いわき市短期集中予防サービスの報酬、単価について

## 「いわき市短期集中予防サービス」の具体的な報酬・単価について

### (1) サービスコード

| 種別          | 介護予防<br>通所介護 | 現行相当サービス |    | いわき市短期集中<br>予防サービス |
|-------------|--------------|----------|----|--------------------|
|             |              | みなし      | 独自 |                    |
| サービス<br>コード | 65           | A5       | A6 | <b>A7</b>          |

## (2) 基本報酬・加算・減算

| 名称                       | 単位      | 考え方   |
|--------------------------|---------|---|
| 短期集中予防サービス               | 405単位／回 | 送迎費用及び短期集中予防サービスのために必要な費用を含む。個別に必要とする費用は徴収可。  |
| 市長が定める地域に居住する者へのサービス提供加算 | 5%加算    | 市長が定める地域に居住する者へ送迎を行ってサービス提供した場合に <b>所定の単位数に5%乗じた分を加算</b> する。<br>(通常の実施地域内でも加算の算定可とする)   |
| 同一建物減算                   | 50単位減算  | 事業所と同一敷地内に所在する建物及び隣接する建物に居住する者に対して短期集中予防サービスを提供した場合 <b>一日につき50単位減算</b> する。              |
| 送迎減算                     | 25単位減算  | 利用者に対してその居宅と事業所との間の送迎を行わない場合には、 <b>片道につき25単位減算</b> する。同一建物減算の対象となっている場合は、当該減算の対象とはならない。 |
| 定員超過減算                   | 30%減算   | 事業所の利用定員を上回る利用者を利用させている場合は、 <b>所定単位数の70/100に相当する単位数</b> を算定することとする。                     |
| 人員欠如減算                   | 30%減算   | 当該事業所の生活機能指導員等の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合は、 <b>所定単位数の70/100に相当する単位数</b> を算定することとする。      |

## (3) いわき市短期集中予防サービスの利用回数について

| 項目   | 考え方   |
|------|---|
| 利用期間 | <p>およそ3カ月を1クールとし、生活機能の改善により自立した生活が送れるようにすることを目的とします。週2回を超えてサービスを利用する場合には1クールが3カ月未満になる場合もあります。</p> <p>例外的に1クール終了後に継続して生活機能の改善が達成できる見込みの場合は2クール目の利用も可とします。</p> <p>※1クール目の計画及び回数を変更することは可能ですが、計画に位置付けた回数を超える場合には2クール目の取り扱いとなります。</p>   |
| 利用回数 | <p>基本は1クール中週1～2回程度の利用で最大24回とします。週1～2回程度は目安であり、本人の身体及び生活機能の状態によって、短期間でサービスを提供することで、生活機能の改善につながる場合には、週2回を超える回数の利用も可とします。</p> <p>※その場合でも1クールの上限回数は24回であり、週2回を超えて利用する場合では支給限度基準額を超える場合がある為、「介護予防ケアマネジメントに係る基準支給限度額増額確認書」の提出が必要になる場合があります。</p> <p>※「介護予防ケアマネジメントに係る基準支給限度額増額確認書」とはチェックリストによる事業対象者の支給限度基準額5,003単位を一時的に10,473単位に増額するための書類です。要支援1の被保険者は対象にならないことにご注意ください。</p> |

### 3 いわき市短期集中予防サービスの人員等の基準について

## 「介護予防通所介護相当サービス」と「通所型短期集中予防サービス」の人員基準

| 介護予防通所介護相当サービス   | 通所型短期集中予防サービス  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤、専従1以上</li> <li>・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>専従1以上（常勤要件なし）</u></li> <li>・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能<br/>→ <u>現行の管理者の兼務可</u></li> </ul> </li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活相談員               <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供時間帯を通じて、専従1以上</li> <li>・資格要件<br/>社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士（5年以上の実務経験要）</li> </ul> </li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援相談員               <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>単位毎に1以上（時間帯通じての配置不要）</u></li> <li>・資格要件<br/>社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、<u>介護福祉士、保健師、看護師、准看護師</u> 又は指定（地域密着型）通所介護事業所において3年以上の実務経験を有するもの</li> <li>・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</li> </ul> </li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護職員               <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が15名以下の場合にあっては常勤換算で1以上</li> <li>15名以上の場合は、提供時間に応じ、15人を越えた利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上配置（常勤換算）</li> </ul> </li> </ul> | <p>（配置なし）</p>  |

## 「介護予防通所介護相当サービス」と「通所型短期集中予防サービス」の人員基準

| 介護予防通所介護相当サービス  | 通所型短期集中予防サービス  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護職員               <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位毎に1以上</li> <li>・看護師又は准看護師</li> <li>・提供時間帯を通じてまで専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図る必要がある</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護職員               <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位毎に1以上</li> <li>・看護師又は准看護師</li> <li>・提供時間帯を通じてまで専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を図る必要がある</li> <li>・支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</li> </ul> </li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機能訓練指導員               <ul style="list-style-type: none"> <li>・1以上</li> <li>・資格要件<br/>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師</li> </ul> </li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活機能指導員               <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>単位毎に提供時間帯を通じて専従1以上</u></li> <li>・資格要件<br/>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、<b>保健師</b>、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師</li> <li>・<u>利用者が10人以下である場合は提供時間帯を通じて1以上</u><br/>利用者が11人以上20人以下である場合は提供時間帯を通じて2以上<br/>利用者が21人以上25人以下である場合は提供時間帯を通じて3以上<br/>利用者が26人以上30人以下である場合は提供時間帯を通じて4以上</li> </ul> </li> </ul> |



## 「介護予防通所介護相当サービス」と「通所型短期集中予防サービス」の設備基準

|       | 介護予防通所介護相当サービス   | 通所型短期集中予防サービス   |
|-------|--|---|
| 必要な設備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食堂兼機能訓練室（合計面積は利用定員×3㎡以上）</li> <li>・ 相談室</li> <li>・ 静養室</li> <li>・ 事務室</li> <li>・ 消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、サービス提供にあたって必要な備品等</li> </ul> <p>※ <u>上記の設備は介護予防通所介護相当サービス専用でなければならないが、利用者に対するサービス提供に支障がなければ、この限りでない。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>機能訓練室（合計面積は利用定員×3㎡以上）</u></li> <li>・ 消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、サービス提供にあたって必要な備品等</li> </ul> |

## 「介護予防通所介護相当サービス」と「通所型短期集中予防サービス」の運営基準

|      | 介護予防通所介護相当サービス   | 通所型短期集中予防サービス  |
|------|--|--|
| 運営基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別サービス計画の作成</li> <li>○秘密保持</li> <li>○事故発生時の対応</li> <li>○運営規程等の説明・同意</li> <li>○サービス提供の記録</li> <li>○利用料の受領</li> <li>○苦情処理</li> <li>○提供拒否の禁止 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別サービス計画の作成</li> <li>○秘密保持</li> <li>○事故発生時の対応</li> <li>○運営規程等の説明・同意</li> <li>○サービス提供の記録</li> <li>○利用料の受領</li> <li>○苦情処理</li> <li>○提供拒否の禁止 等</li> </ul> <p>→ <u>利用定員は30人以下</u><br/><u>サービス提供期間は3～6ヶ月間</u></p> |

## 「通所型短期集中予防サービス」の指定基準の留意点

### 既に指定を受けている併設事業所の指定基準との兼ね合いについて

- 人員基準、設備基準においては通所介護等と別の基準であることに留意されたい。  
(通所介護と介護予防通所介護のように一体的に考えることは不可。指定基準を越えて配置している職員が、通所介護等の人員基準に影響がない範囲内で、勤務時間帯を明確に区分して短期集中予防サービス事業所において勤務することは可能。)  
通所介護等で加算を算定している場合にあつては、職員の専従要件や常勤要件に抵触し、加算が算定不可となる場合があるので兼務を行う際は留意すること。
- 同一の機能訓練室を兼用する場合については、パーティション等で明確な仕切りを作成し、あいまいな境界でサービス提供をしないこと。この場合、機能訓練室の面積は最低でも双方の事業所の定員の合計×3㎡以上必要となる。
- 通所介護や通所リハビリテーションと同様の時間帯にサービス提供をしても差し支えないが、人員、設備は明確に分けること。
- 指定短期入所生活介護事業所等にあつては、機能訓練室等の設備(短期入所生活介護事業所等の居室は不可)の一部を使用することを可とする。ただし、提供時間帯や定員等を明確に定め、短期入所生活介護の提供に支障がないように配慮すること。
- 既存の施設を活用し一定の曜日のみ営業する場合は、実情に応じた運営規程を作成すること。  
※ 1週間のうち一定の曜日の営業のみでも構わない。

## 指定（介護予防）通所介護事業所が「介護予防通所介護相当サービス」及び「通所型短期集中予防サービス」を実施する場合の人員基準

| 区分   | 基準  |
|------|---|
| 人員基準 | <p>【支援相談員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単位毎に1以上（時間帯通じての配置不要）なので、必要な時間の配置で可。<br/> <u>ただし、通所介護において基準上必要とされる生活相談員が同一のサービス提供時間帯で兼務することは不可。</u></li> </ul>   |
|      | <p>【介護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>通所型短期集中予防サービスには配置不要。</u></li> </ul>   |
|      | <p>【看護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護予防通所介護相当サービスと同様の基準であり、<u>介護予防通所介護相当サービス等及び通所型短期集中予防サービス双方に適切な配置を行うこと。</u><br/>           双方で看護職員を兼務することは差し支えないが、<u>加算要件となっている職員及び機能訓練指導員又は生活機能指導員等と兼務する職員については適切な配置を行うこと。</u></li> </ul>             |
|      | <p>【生活機能指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護予防通所介護相当サービスに従事している機能訓練指導員が、勤務時間帯を明確に区分して兼務することは差し支えない。ただし、<u>通所型短期集中予防サービス提供時間帯を通じた配置が必要になり、生活機能指導員として勤務している時間帯は他の職務（支援相談員・看護職員・介護予防通所介護相当サービス等の機能訓練指導員）の勤務時間に算入できないため、適切に配置すること。</u></li> </ul> |

## 4 いわき市短期集中予防サービスの指定申請について

## ○ 事業所の指定申請手続き等について

### (1) 指定申請手続き

現在の事業所の指定状況に関わらず…

→ **参入意向のあるすべての事業所において指定申請が必要**

※ 指定申請に必要な書類は別紙資料3のとおり。

### (2) 指定有効期間の考え方

① 申請者が既に指定（地域密着型）通所介護事業所の指定を受けている場合

→ **指定通所介護事業所等と同様の有効期間を設定**

※ 初回のみ有効期間が短くなりますが、以後通所介護等と同時更新可となります。

② 上記以外の場合

→ **6年間**

## ○ 事業所の指定申請手続き等について

### (3) 指定受付開始日及び受付場所

受付開始日：平成29年8月28日（以後随時受付）

受付場所：長寿介護課長寿支援係

### (4) 受付締切及び指定年月日

平成29年9月8日までの申請で、平成29年10月1日指定

※ 以後毎月受付を行い、指定希望年月の前月の10日までの申請で、翌月1日付で指定を行います。

例：平成29年10月10日までの指定申請で平成29年11月1日指定

### (5) 利用者との契約について

利用開始にあたっては、全利用者と新規契約が必要

※ 契約書・重要事項説明書の作成例については別紙資料4，5を参照してください。

## ○ 法人の定款について

既に「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業」のような記載があれば定款変更は不要です。限定的過ぎた場合等には定款変更が必要となります。

### 【定款変更が不要な場合の定款例】

- 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業
- いわき市総合事業における介護予防・生活支援サービス事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業

### 【定款変更が必要となる場合の定款例】

- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス
- 介護保険法に基づく指定介護予防通所介護
- 第1号通所事業における介護予防通所介護相当サービス

※ 定款変更の手続きが必要な場合、下記の必要書類を長寿介護課へ提出してください。

- ① 変更届出書 ② 付表 ③ 勤務形態一覧表 ④ 登記事項証明書（変更後）



## ○ 市外の被保険者のサービス利用について

### (1) 他市町村被保険者のサービス利用について

他市町村の被保険者（住民票が市外に所在する被保険者）にサービスを提供するためには事業所が他市町村長から、他市町村の総合事業の事業所としての指定を受ける必要があります。

この場合、保険者市町村においていわき市同様の基準を設ける、請求コードを設定する等の手続きが必要になりますので、サービス提供を検討する場合は、必ず事前に保険者市町村に問い合わせを行ってください。

### (2) 住所地特例対象施設入居者に係る留意事項について

住所地特例対象施設（住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）に入居している他市町村の被保険者については、保険者市町村の指定を受けずにサービスを利用することができます。この場合、いわき市が設定した請求コードを利用し住所地特例として請求可能であるため、保険者市町村での新たなコード設定の必要はありません。

## 5 その他(今後のタイムスケジュール、問い合わせ先等)

|       | 8月     | 9月      | 10月          | 11月        |
|-------|--------|---------|--------------|------------|
| 事業者対応 | 事業者説明会 | 質疑対応期間  | 短期集中予防サービス開始 |            |
| 市民周知  |        | 指定申請の受付 |              | 広報いわき市HP掲載 |

市では広報いわき、市HP、パンフレット等にて広く市民への周知を図っていくこととしますが、既利用者への個別対応について事業所の方々の御協力もお願いいたします。

○事業者説明会

- (1) 8月17日(木) 小名浜公民館 会議室 14時00分～
- (2) 8月18日(金) 総合保健福祉センター 多目的ホール 14時00分～
- (3) 8月24日(木) 市文化センター 大会議室(1)(2) 14時00分～

○指定申請受付開始時期 (再掲 本資料 P 38,39 関連)

- (1) 開始時期：平成29年8月28日(月)から随時受付  
(平成29年9月8日(金)提出分まで平成29年10月1日指定)

- (2) 受付場所：長寿介護課 長寿支援係

## 1 質問方法について

- 資料担当課へ**FAX**でお願いします。電話での対応はご遠慮いただくようお願いします。  
⇒ 事業所説明会において質問票を配布します。  
⇒ 質問票は、市ホームページから様式をダウンロードできるようにしておきます。

| 質問対象資料                                     | 問合せ先                        | FAX          |
|--|-----------------------------|--------------|
| 本編資料（パワポ）<br>【事業概要に関すること<br>（本編資料P 2～P25）】 | 地域包括ケア推進課                   | 0246-22-1289 |
| 本編資料（パワポ）<br>【その他の内容】                      | 長寿介護課<br>（介護保険係）<br>（長寿支援係） | 0246-22-7547 |
| 資料 1－①、②                                   |                             |              |
| 資料 2                                       |                             |              |
| 資料 3                                       |                             |              |
| 資料 4                                       |                             |              |
| 資料 5                                       |                             |              |

## 2 追加の資料送付について

- 資料送付はしません。**
- 説明会資料は、ホームページに掲載しますので、そちらからダウンロード願います。

## 3 質問に対する回答方法

- 後日、ホームページにて回答**します。
- 説明会資料と同ページに掲載します。

## 説明会資料等の検索方法

### 【パターン1】

手順①：インターネットより下記URLを入力し、検索。

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1499413690491/index.html>

手順②：検索結果に【**介護予防・日常生活支援総合事業「いわき市短期集中予防サービス」の導入に係る事業説明会の開催について**】が出てくるので**そちらをクリック**していただければ今回の説明会資料が掲載されているページにアクセスできます。

### 【パターン2】

手順①：市ホームページにアクセス。

手順②：市ホームページのトップページの**キーワード検索に「短期集中予サービス」と入力**し、検索。

手順③：検索ページに【**介護予防・日常生活支援総合事業「いわき市短期集中予防サービス」の導入に係る事業説明会の開催について**】が出てくるので**そちらをクリック**していただければ今回の説明会資料が掲載されているページにアクセスできます。

※なお、指定申請に関する書類等につきましても【介護予防・日常生活支援総合事業「いわき市短期集中予防サービス」の導入に係る事業説明会の開催について】のページにリンクを貼りますのでそちらからアクセスの上、適宜、書類のダウンロード願います。